八代市立第七中学校

「いじめ防止基本方針」

平成２６年４月作成

【　目　　次　】

１　本校のいじめ防止基本方針について

２　いじめの防止等に関する基本的考え方
（１）いじめのとらえ方
（２）いじめの未然防止について
（３）いじめの早期発見について
（４）いじめへの対処について
（５）家庭や地域住民との連携について
（６）生徒会との連携について
（７）関係機関との連携について

３　本校におけるいじめ等の実態
（１）いじめ問題等の実態
（２）学校評価より

４　本校におけるいじめの防止等のための取組
（１）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
（２）いじめの未然防止のための取組
（３）いじめの早期発見のための取組
（４）いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
（５）学校におけるいじめへの対処
（６）いじめへの対処の流れ
（７）いじめの防止等への取組の評価

５　重大事態への対処

６　基本方針の見直し及び公表

１　本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第七中学校では、「いじめ防止対策推進法」第１３条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組みます。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、すべての生徒に関する問題です。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としています。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨とします。

２　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめのとらえ方

（定義）

第２条　　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）（文部科学省）】

上記の「定義」を踏まえて、本校では、「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

○いじめられた生徒の立場に立って考えること。
○本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
○いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
○外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
○いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒には適切な対応が必要であること。
○好意から行った行為によって相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

（２）いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめ問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめ防止の観点が必要です。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、目につきにくく表面化しにくいもので、ほとんどす

べての生徒が加害者にも被害者にもなりうるものです。

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめを許さないための未然防止の取組を地域や保護者との連携を取りながら、学校教育全般で行うことが大切となります。

以上のことを踏まえて、本校では、いじめの未然防止の基本として、生徒が、コミュニケーション能力と規範意識を身につけ主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを心がけます。そして生徒の居場所づくり、絆づくりをキーワードとして授業づくり、学校づくりに努めます。

加えて、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくり、生徒の自己有用感を育む取組を進めます。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

（３）いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切です。

いじめの早期発見のためにも、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行うことが求められます。

以上のことを踏まえて、本校では、いじめは、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候でも早い段階から組織的に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知します。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や信号を見逃さぬようアンテナを高く保ちます。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談場所の確保、相談箱の設置等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

（４）いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要です。

そして、いじめの解決とは、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断されるべきです。

以上のことを踏まえて、本校では、いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、その在り方については「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とします。

（５）家庭や地域住民との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

本校においても、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

（６）生徒会との連携について

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を推進（「生徒会によるいじめ撲滅宣言」など）も必要です。以上のことを踏まえて、本校では、全校集会や生徒集会、人権集会を通して、生徒が自らいじめ問題を学ぶ機会をつくるようにします。

（７）関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければなりません。

以上のことを踏まえて、本校では、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築していきます。また、生徒へ学校外の相談窓口についても適切に周知します。

３　本校におけるいじめ等の実態

（１）いじめ問題等の実態

本校のいじめ問題の実態について、平成２５年度公立小中学校心のアンケートから次のようなことが分かります。

問２　今の学年でいじめられたことがありますか。		ア　ある　（９名）
問３　誰からいじめられましたか。	ア　同級生（８人）	イ　部活動生（２名）
問４　どんないじめを受けましたか。		
ア　言いがかり（文句を言われた）（２名）	イ　冷やかし、からかい（５名）	
エ　仲間はずれにされた　（３名）		
ク　笑われる、しかられることをさせられた　（２名）		
ケ　用事をいいつける　（１名）	コ　ネット上でのいじめ　（１名）	
サ　その他　（４名）		
問５　今の学年になって誰かに嫌なことを言ったり、したことがありますか。		ア　ある　（６４名）

アンケート結果等から分かるように、全体で９人が「いじめられたことがある。」と答えています。主に同級生からが多く、内容は、「言葉や行動」によるものが多いです。特に「言葉」に関することが多く、コミュニケーションの主となるものでもあり、配慮のない無責任な発言によって相手を傷つけてしまうケースが多いように思えます。また、携帯電話（スマートフォン）等の所持率（自由に使える人も含む）も上がってきており、ＳＮＳ（特にＬＩＮＥ）の使用率も増えてきています。

このアンケートで「いじめを受けたことがある」と答えた生徒９名とは、担任を中心に教育相談を行っており、現在は解消していますが、やはり「言葉」によるものが要因になっており、本校の課題であると考えています。

（２）学校評価より

本校のいじめ問題に対する保護者の思いについて、平成２５年度学校評価アンケートから次の２点が分かります。

まず、学校評価アンケートの「七中は、いじめや差別のない学級や集団をつくっていると思いますか。」という質問に対し、「そう思う。ややそう思う」という解答が、他の項目より低いことが分かります。（合計７０％程度）

次に、学校評価アンケートの保護者記述欄に次の事が書かれていました。「いじめが分かったら当事者がきちんと謝罪するという対応をしてください。」

このアンケート結果から、本校の現在の取組の課題が分かります。このことを真摯に受け止めて、全職員で取り組んでいきます。

４　本校におけるいじめの防止等のための取組

（１）いじめの防止等の対策のための組織

職　員	生　徒	保　護　者	地域住民
職員会議 運営委員会	生徒総会 執行部等	ＰＴＡ総会 総務委員会	郡築汐風まちづくり協議会 昭和まちづくり協議会

【 八代市立第七中学校いじめ対策プロジェクトチーム】

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

構成員

〈企画、立案、アンケート結果の検証、いじめ問題への対応等〉

校長　教頭　教務主任　生徒指導主事（担当）養護教諭　学年主任

外部の専門家等

いじめが起きた場合の対応チーム編成

校内対応チーム・・校長　教頭　教務主任　生徒指導主事(担当)
当該学年主任　当該学年生徒指導担当
当該学級担任　養護教諭　当該部活動担当等

拡大対応チーム　・・校内対応チームに外部の専門家等を加えたチーム

（２）いじめの未然防止のための取組

ア　居場所づくり（わかる授業)、絆づくりの実践

・生徒全員が安心して授業に臨めるように、職員で共通理解を図り、学習のルールを徹底させます。

・教科の特性等に応じて、少人数指導やグループ学習（班活動）、ペア学習など授業の持ち方を考え、どの生徒にもわかる喜びを味わわせるような授業づくりに取り組みます。

イ　道徳教育の充実

・年間計画に従って、担任を中心に全職員で取り組みます。特に、６月に心のきずなを深める月間では、「生命の尊重」を中心にして、取り組みます。

ウ　生徒会活動の充実

・人権・ボランティア委員会が中心となり、人権集会を年間（２回、１・２学期の終業式）に実施します。また、２学期の人権集会では、「七中いじめ根絶宣言」を毎年見直していきます。また、保健委員会が「ケータイ・スマホ使用についての七箇条」を策定し、全校生徒に呼びかけるなど、生徒会の自主的な活動を推進し、生徒の実践意欲を高めています。

エ　小中一貫・連携教育の取組

・新入生中学校説明会を開催し、小学生が安心して入学できるように取り組みます。
・七中校区小中合同研修会を夏休みに開催し、小中学校で情報交換を行い、小・中連携した取組を行っていきます。

オ　体験活動の充実

・体育大会において、生徒の自主活動として、応援団の取組があり、異学年で交流をします。異学年間で交流をしながらよりよい人間関係の構築ができるように教職員も生徒ともに取り組みます。

カ　校内研修の取組

・校内研修で学校長より「いじめ」に対する学校としての認識や考え方を全職員に伝え、共有し、本マニュアルをもとに、組織的な対応ができるように共通理解を図ります。
・Ｑ－Ｕテストの分析を行い、テスト結果から見えてきたことを、人間関係づくりに生かしていきます。

キ　生徒指導充実月間の取組

・４月の生徒指導充実月間（児童生徒理解と生徒指導の充実）では、職員研修等で生徒理解の時間を設けて、全職員が生徒理解に努めます。また、４月にアンケートを実施し、生徒の様子を全職員で把握します。
・９月の生徒指導充実月間（命を守る月間）では、夏季休業中（８月）の登校日を利用し、各学年部で宿題点検などを行い、場合によっては家庭訪問を行い、生徒がスムーズに２学期に登校できるように取り組みます。

ク　「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

・「命を大切にする心」を育む指導プログラムを活用し、特に６月に心のきずなを深める月間に全職員で取り組みます。
・校内研修等で、ゲートキーパー研修を受けた養護教諭により、研修を行います。

（３）いじめの早期発見のための取組

ア　定期的なアンケート及び教育相談の実施

・生徒指導充実月間（４月）にアンケートを実施し、教育相談を行います。
・年間３回の教育相談の前に、本校作成の「心のアンケート」を実施します。
・１１月の公立小中学校心のアンケート実施に伴い、担任・学年部で教育相談をします。
・２学期に、子どものサイン発見チェックリスト（県教育委員会作成）を全家庭に配布し、保護者との連携を深めます。
・Ｑ－Ｕテストを、全学年年間２回実施します。

イ　校内相談窓口の設定と周知

・校内に相談窓口を設置し、全生徒に周知します。
（　相談窓口担当者：養護教諭、生徒指導主事　）

ウ　電話相談窓口等の周知

・学校以外の相談窓口の案内は、生徒指導主事と担任が連携し、全生徒に適切に周知します。

エ　特別支援教育の視点から

・定期的なアンケートや日頃の観察において、気になることがあったら、速やかに、気づいた職員が、特別支援学級担任に報告します。

オ　日々の観察

・本校作成の開拓魂（生活ノート）を活用し、担任が日記等で観察します。
・学校教育活動において、全職員があらゆる場面で生徒を観察し、気付きがあったら、気づいた職員が、担任（学年部）、必要に応じて管理職・生徒指導主事に速やかに報告します。
・愛の１・２・３運動に担任を中心にして取り組みます。

（４）いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事	道徳	人権学習	学活
４月	生徒指導充実月間（児童生徒理解と生徒指導の充実月間）　アンケート実施			
	・始業式 ・入学式 ・家庭訪問	・年間計画の確認と共通理解	・年間計画の確認と共通理解	・年間計画の確認と共通理解 ・学級開き
５月	・体育大会 ・八代支援学校体育大会参加・交流			・教育相談 ・体育大会への取組
６月	心のきずなを深める月間　校内心のアンケート実施			
	・八代中体連総体	・心のきずなを深める授業実践	・いじめ根絶のための標語作成	・心のきずなを深める授業実践
７月	・終業式			・性教育 ・１学期のまとめ
８月	・ようこそ先輩（生徒登校日）		・八代地区人権同和教育研究集会	・宿題点検
９月	生徒指導充実月間（命を守る月間）			
	・始業式 ・八代中体連陸上			・２学期のスタートの取組
10月	・写生大会 ・八代中体連駅伝 ・中学生音楽教室		◇Ａブロック研	・教育相談
11月	公立小中学校「心のアンケート」実施			
	・学習成果発表会 ・集団宿泊教室（１年生）	アンケート結果から見えたいじめの完全解消への取組		・集団宿泊への取組 ・学習成果発表会へ向けての取組
12月	人権月間			
	・修学旅行（２年生） ・授業参観、懇談会 ・持久走大会 ・終業式		・人権学習	・性教育 ・２学期のまとめ ・心のアンケート後の教育相談
１月	・始業式			・３学期のスタートの取組
２月	・立志式（２年生） ・授業参観、懇談会			・校内心のアンケート実施後の教育相談
３月	・卒業式 ・修了式	・年間計画の見直し	・小中連携会議 ・年間計画の見直し	・１年間の振り返り ・年間計画の見直し

	総合的な学習の時間	生徒会活動	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
４月	**生徒指導充実月間（児童生徒理解と生徒指導の充実月間）　アンケート実施**			
	・年間計画の確認と共通理解	○生徒会活動方針と年間計画の共通理解 ◇集会（毎月実施）（生徒会執行部等） ◇人権を確かめ合う日（毎月１１日実施）（人権ボランティア委員会）	◎生徒理解 ○生徒指導の共通理解 ○本マニュアルの共通理解 ◇ハートサポート部会（定期的に実施） ◇生徒指導部会（定期的に実施） ◇学習サポート部会（定期的に実施）	◇愛の１・２・３運動の実践 ◇学校便り・学級通信等での連携 ・家庭訪問 ・授業参観 ・ＰＴＡ懇談会 ★本校基本方針の周知（ＰＴＡ総会及び本校ＨＰへ掲載）
５月		・生徒総会 ・体育大会の取組	・校内レポート研 ・Q-U テストの実施	・体育大会へ向けての協力体制
６月	**心のきずなを深める月間　　校内心のアンケート実施**			
		・１０万人あいさつ運動（生活・安全）	・七中校区レポート研	
７月	・職場体験（２年生）	・人権集会（人権ボランティア委員会）		・授業参観、懇談会
８月			・七中校区小中合同研修会	
９月	**生徒指導充実月間（命を守る月間）**			
			・夏休み後の生徒理解	
10 月	・校内高校説明会（３年生） ・学習成果発表会への取組	・１０万人あいさつ運動（生活・安全）		・学習成果発表会への協力体制
11 月	**公立小中学校心のアンケート実施**			
	・学習成果発表会への取組		・Q-U テストの実施	
12 月	**人権月間**			
	・修学旅行への取組（２年生）	・生徒会役員改選 ・人権集会（人権ボランティア委員会）	・公立小中学校心のアンケートの分析と対策	・授業参観、懇談会
１月	・進路の取組（３年生）	・生徒会執行部、専門委員長交代		
２月	・立志式への取組（２年生）	・給食集会		・授業参観、懇談会
３月		・人権集会（人権ボランティア委員会） ・年間計画の見直し	・年間のまとめ ・年間計画の見直し	・年間計画の見直し

（５）学校におけるいじめへの対処

ア　いじめについての事実確認

職員は、いじめを発見したり、生徒からのいじめの訴えがあったり、いじめの可能性があると判断した場合は学年主任や生徒指導主事、管理職への報告を行います。その後校長の指示の下、本校の本いじめ防止基本方針に準じて、対応します。「いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、学校組織全体をあげて対応・調査を行います。

また、重大事案でないと判断された場合も、例外なく実態調査を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者・関係機関との連携を図りながら組織的に取り組みます。

イ　いじめられている子どもへの対応

当該生徒の立場を配慮し、学校は被害者の味方であることを十分に認識させ、安心して話せる環境をつくり、いじめの実態について聞き取り調査を行います。聞き取りは複数の職員で行い、内容を記録します。また、被害者にもいじめの内容確認をし、事実の確認に努めます。その際、生徒の個人情報等の取り扱い、プライバシーについては十分に留意して、以後の対応をしていきます。

また、被害者の保護者にも、いじめ発見や訴えのあったいじめ事案について報告を行い、被害者の保護者からも情報の収集を行います。

ウ　いじめている子どもへの対応

いじめたとされている生徒からも事実関係の聞き取りを行い、事実であると認めた場合、行為に至った理由・原因を調査します。また、他の生徒の関わりの有無など詳しい内容についても確認を行います。調査は複数の職員で行い、内容を記録します。いじめ行為と判断された場合、加害者にいじめ行為であることを認識させ、被害者に与えた影響をしっかり考えさせます。その際、いじめは許されない行為であることや、命に関わる重大な問題であることを認識させます。速やかに加害者の保護者へ連絡し、事実確認を行い、職員が複数付き添い、保護者同伴で被害者への謝罪等を行います。

エ　周囲の子どもへの対応

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。身の回りにいじめが起こっていた場合、そのことを注意したり、誰かに知らせることが大切なことであることを、理解させます。また、いじめに対して、見て見ぬふりをしたり、それに同調してはやし立てたりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させます。

万が一、加害者への聞き取り調査で、加害者以外に複数の生徒が加害していた場合、個別に聞き取り調査を行います。聞き取り調査の内容及び調査の方法は、加害者への対応と同様です。少なからず、いじめに関わっていたり、あるいは中心的な人物として関わっていた場合には、速やかに保護者に連絡し、職員が複数付き添い、保護者同伴で被害者への謝罪等を行います。

いじめの解決は、加害生徒と被害生徒の謝罪のみで終わるものではありません。再発防止のためにも、すべての生徒が、本校の集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係の構築に全職員で取り組みます。

オ　いじめを受けた生徒の保護者への対応

被害生徒から聞き取ったことをもとに、その日のうちに複数の教職員で家庭訪問を行い、被害者の保護者に、いじめ発見や訴えのあったいじめ事案について報告を行い、被害者の保護者からも情報の収集を行います。また、いじめられた生徒や保護者に対し、被害生徒を徹底して守り通すことや聞き取った内容等の秘密を守ることを伝え、できる限りの不安を除去するとともに、状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保することを確認します。いじめが改善する、もしくは解決したあとも、保護者との連携を取っていきます。

カ　いじめた生徒の保護者への対応

加害生徒からの事実関係を聞き取ったら、迅速に加害生徒の保護者へも複数の教職員で家庭訪問をし、事実関係を伝えます。その際に、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者に協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

ク　保護者全体への対応

いじめの事実に応じて、臨時の学級・学年保護者会を開催し、事案の内容と今後の対応・対策について説明し、理解・協力してもらいます。また、学校と保護者が連携を取っていじめ防止の啓発も行っていきます。

（６）　いじめ問題対処の流れ

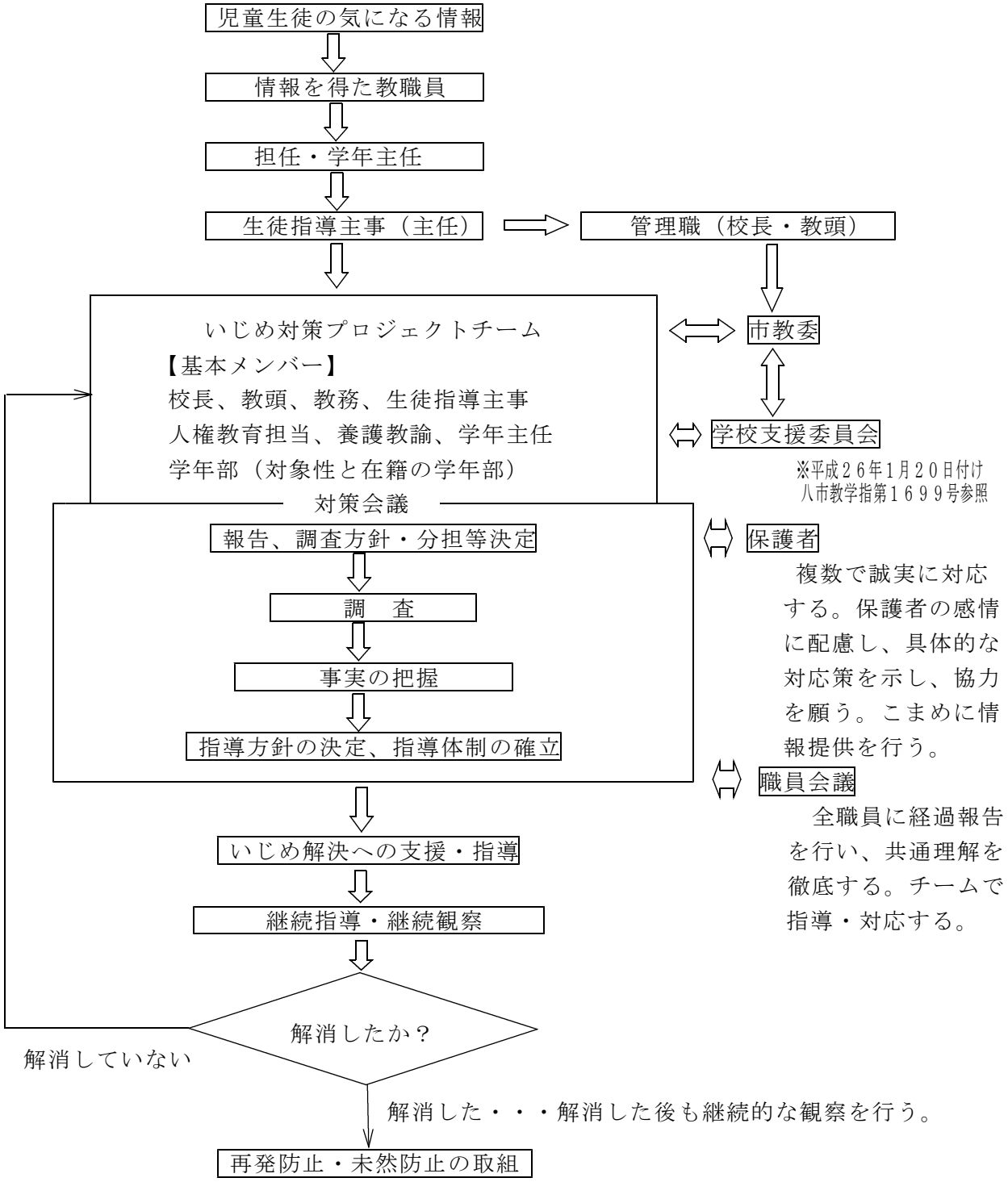

（７）いじめの防止等への取組の評価について

・毎年行っている、学校評価アンケートを活用して、保護者や外部からの意見を真摯に受け止めて、取り組みの見直しを行います。

・校内研修等で取組を見直すときは、ＰＤＣＡサイクルに沿って、見直していきます。

５　重大事態への対処

（１）重大事態の報告、調査、対処

ア　重大事態の意味

（重大事態）法２８条より

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態をいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示します。

○　児童生徒が自殺を企図した場合

○　身体に重大な傷害を負った場合

○　金品等に重大な被害を被った場合

○　精神性の疾患を発症した場合

○　年間３０日以上の不登校状況が見られる場合

（３０日未満でも本校の判断により迅速に調査に着手する場合もあります。）

○　児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ　重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、Ｐ．１２図１のように学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。

校長は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会と連携を取り、事実関係の調査を実施します。

ウ　調査主体が学校（本校）の場合

（ア）重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努めます。

その組織は、本校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとります。

（イ）調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかりと向き合おうとする姿勢で臨みます。

（ウ）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行います。

（エ）市教育委員会への報告　（※市教育委員会から市長に報告）

校長は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

（オ）調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会と連携を取り、得られた調査結果より、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

エ　調査主体が市教育委員会の場合

校長は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に市教育委員会、学校が一体となって取り組みます。

（２）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア　再調査

上記（１）－ウ－（エ）の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行います。本校は、市教育委員会と連携を取り、再調査にできうる協力をします。

イ　再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告します。

６　基本方針の見直し及び公表

（１）基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から３年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

本校も、いじめの防止等に関する施策、重大事態への対処等、本校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「七中いじめ問題対策委員会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

（２）基本方針策定状況の確認と公表

本校は、本校における基本方針の策定内容を必要に応じて公表します。

図 1

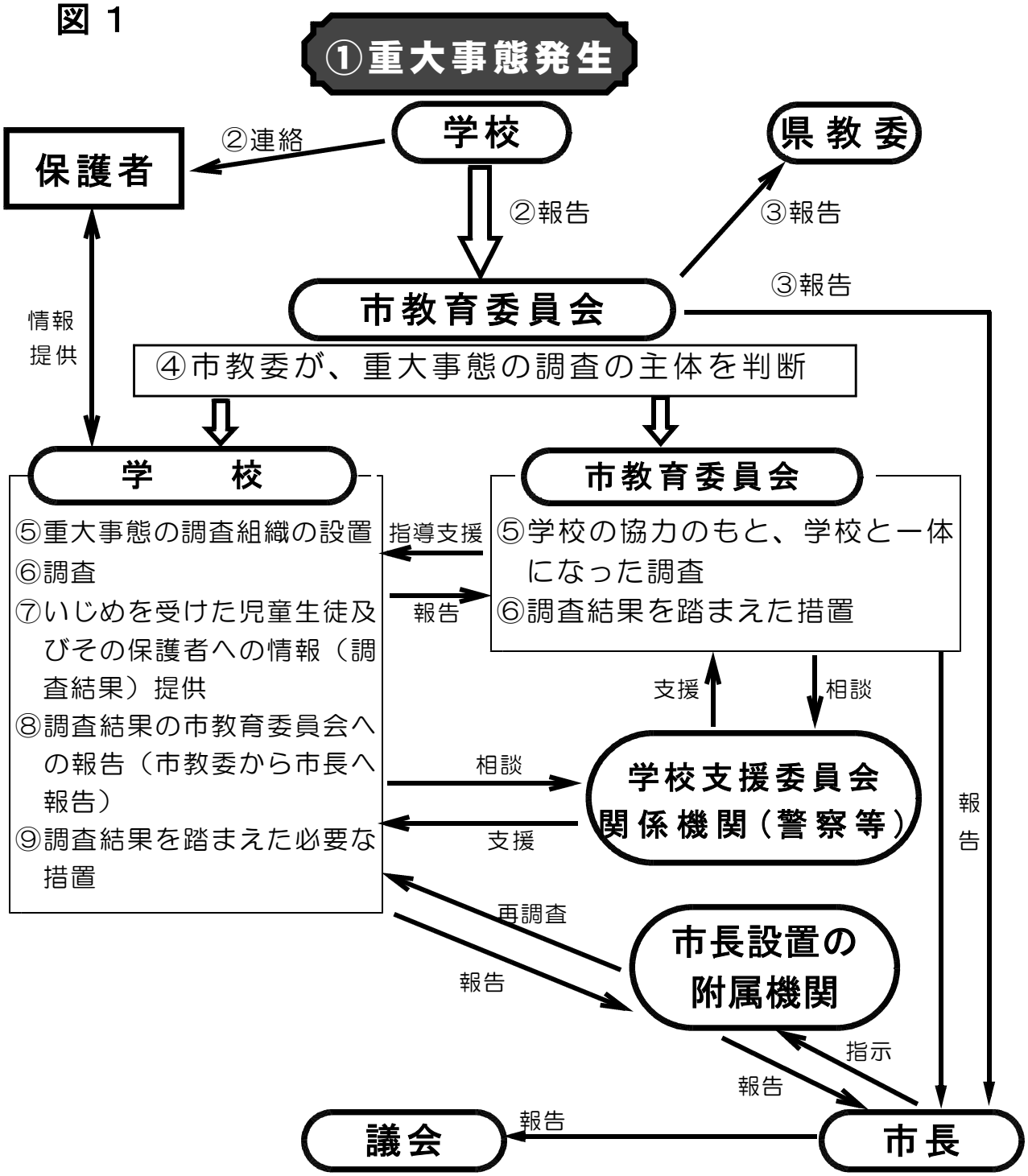

（重大事態）

1　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2　いじめにより児童生徒が相当の期間（３０日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。